

緊急事態宣言解除後の弊社対応について

2020年6月1日

株式会社ライテック

代表取締役社長 工藤晃久

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月25日に解除されました。しかしながら首都圏での感染者の発生は終息しておらず、引き続き感染防止のための対策として、在宅勤務ならびに時差出勤の対応を継続して実施いたします。

お客様へのサービスを維持することを第一に事業継続を行ってまいります。出社が必要な業務につきましては、十分な感染防止対策を講じた上で、最小限の人員で対応いたします。

引き続き期間中の連絡は、原則としてEメールで行うことといたしますので、返信や折り返しの連絡が遅れる場合がございます。ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上